

国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

マイナポータルからスマホで 国民年金手続の電子申請ができます

対 象 手 続

- ① 国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出
▶ お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
- ② 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
▶ 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
- ③ 国民年金保険料学生納付特例の申請
▶ 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
- ④ 国民年金付加保険料納付申出（辞退）の申出
▶ 将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
- ⑤ 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出
▶ 農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
- ⑥ 国民年金保険料の産前産後免除の届出
▶ 出産予定または出産した場合等に、産前産後期間の保険料が免除となる手続で、免除された期間は保険料を納付したものととして年金額に反映します。
- ⑦ 口座振替納付に関する手続
▶ 口座振替による国民年金保険料を納付するための手続

電子申請（マイナポータル）のメリット

- メリット1 スマートフォンで簡単に申請できます！
- メリット2 24時間365日、申請できます！
- メリット3 届出する際の移動時間や待ち時間がありません！



電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画も公開しております。

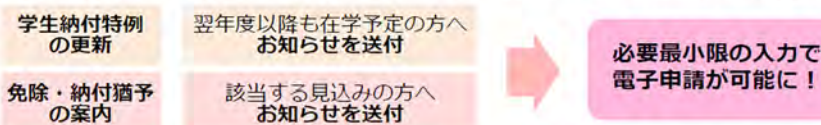


ホームページ・動画はこちら
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

ぜひ、ご利用ください！

マイナポータルとねんきんネットがつながるともっと便利！

- マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせが届き、かんたんに電子申請できます



- 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を確認できます
- 最新の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などもできます



マイナポータルとねんきんネットをつなげる手続は簡単！
詳しくは、「ねんきんネット」で検索！



スマホの方はこちらから
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



戸籍に氏名のフリガナが記載されます

■■■■ 令和7年5月26日から制度が開始されます ■■■■

これまで、氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされていませんでしたが、令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され、公証されることになりました。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることにより、以下のような効果が期待されます。

行政サービスの
デジタル化の促進

本人確認資料としての
資料としての利用

各種規制の潜脱防止

■■■■ 戸籍に氏名のフリガナが記載されるまでの流れ ■■■■

①本籍地の市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、③で記載する予定のフリガナを通知します。誤りがないか必ずご確認ください。誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、ご安心ください。

本籍地が中頓別町の方は、**7月中旬**に発送予定です。

②氏名のフリガナの届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。

オンライン（マイナポータル）での届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

③市区町村長によるフリガナの記載

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、①で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます（市区町村に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります）

戸籍に記載する予定の**フリガナ**の通知が届きます

戸籍に記載されるフリガナの通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月25日以前に、この通知に記載されたフリガナがその本人の戸籍に記載されます。

本籍地：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番地

【氏名のフリガナ】

氏名	法 務
フリガナ	ホウム
氏名のフリガナが記載されている者	法務 太郎 様のみ

【名のフリガナ】

① 名	太 郎
フリガナ	タロウ
② 名	京 子
フリガナ	キョウコ
③ 名	正 正
フリガナ	タダシ
④ 名	ゆり
フリガナ	ユリ

①～④のフリガナが記載されています。
（未成年者については、届出後からの届出が可能です。）

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

戸籍にフリガナが
記載されます

（戸籍の写しイメージ）

全部事項証明

本 籍 地：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏 名：法務 太郎

氏名のフリガナ：ホウム

戸籍に記載されている者

【名】太郎
【名のフリガナ】タロウ

フリガナを記載します

フリガナの届出は
書面、マイナポータル
どちらからでも
OK

1年以内に届出がなければ
市区町村長が
フリガナを記載します

戸籍にフリガナを記載する取組が始まります

（戸籍の写しイメージ）

全部事項証明

本 籍 地：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地

氏 名：法務 太郎

氏名のフリガナ：ホウム

戸籍に記載されている者

【名】太郎
【名のフリガナ】タロウ

フリガナを記載します

制度の詳細はこちら



問い合わせ先

法務省民事局 電話：03-3580-4111
総務課住民グループ 電話：01634-8-7660